

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
11月7日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………三
 - 保安林の指定(森林整備課)……………四
 - 公告
 - 公共測量の実施(三件)(監理課)……………四
 - 教委規則
 - 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………五
 - 選管告示
 - 政治団体の名称等……………六
 - 政治団体の異動事項……………六
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………七
 - 資金管理団体の名称等……………七
 - 資金管理団体の異動事項……………七
 - 公安委告示
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………八
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の講習会の開催……………八
 - 公安委公告
 - 一般競争入札の実施……………九



山口県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十一月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法			
	能 力 (N ³ /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
二七―ヌ	四九、〇〇〇	令和六、一、九	令和六、一〇、三二	令和六、一〇、三二	連 続	二四時間	変動なし

備考 「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七ノヌ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
七	九	三・七	三〇
九	五	三〇	検出せず
		検出せず	検出せず
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	五・二	三〇	〇・〇四
	最 大	通 常 最 大	最 大
	一四〇	一四〇	一四〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
総合排水処理施設	堰 囲 い	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後		
総合排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	八	九	三	五
	九	六	一〇	一四〇
	六	三	二〇	二八〇
	大	大	最 大	最 大
	〇・九	一・三	二・二	〇・一
	最 大	最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	二・二	二・二	〇・一	〇・二
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	二・二	二・二	〇・一	〇・二
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	二・二	二・二	〇・一	〇・二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
No. 2 排 水 口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	八	二・五	二、九四九、五七〇
No. 1 排 水 口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	九	四・三	二、九四九、六四八
	六	一三	二、九四九、六四八
	大	最 大	通 常 最 大
	〇・九	一・二	二、九四九、六四八
	最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	一・三	二・二	二、九四九、六四八
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	〇・九	一・二	二、九四九、六四八
	最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	〇・二	〇・一	二、九四九、六四八
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	〇・二	〇・一	二、九四九、六四八

山口県告示第三百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月七日

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
山口県知事	村岡 嗣政		
医療法人村上内科胃腸科	宇部市西小串一丁目三番一八号	山口市西小串一丁目三番一八号	令和五、八、三一
さつか整形外科クリニック	山口市小郡下郷二二二〇の一	山口市小郡下郷二二二〇の一	〃 〃 〃
ひさの歯科医院	宇部市南小羽山町二丁目一九番二三一〇号	宇部市南小羽山町二丁目一九番二三一〇号	〃 〃 〃
諏訪歯科医院	下松市中市一丁目一〇番三二号	下松市中市一丁目一〇番三二号	六、三〇

山口県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月七日

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
山口県知事	村岡 嗣政		
さつか整形外科クリニック	山口市小郡下郷二二二〇の一	山口市小郡下郷二二二〇の一	令和五、九、一
ひさの歯科医院	宇部市南小羽山町二丁目一九番二三一〇号	宇部市南小羽山町二丁目一九番二三一〇号	〃 〃 〃
諏訪歯科医院	下松市中市一丁目一〇番三二号	下松市中市一丁目一〇番三二号	七、〃
オオタ薬局丸尾店	宇部市東岐波四三二七の三九	宇部市東岐波四三二七の三九	一〇、〃

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
山口県知事	村岡 嗣政		
医療法人和同会	宇部市西岐波二二九の三	訪問看護ステーションハロー・ナースきつなん	令和五、八、一

山口県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月七日

氏 名	住 居	術 者	所在地	指定年月日
山口県知事	村岡 嗣政			
脇 静一郎	山口市大内町田二丁目一五番二号	〃	山口市大内町田二丁目一五番二号	令和五、九、一二
島田 清和	防府市伊佐江町一番三〇号	〃	防府市伊佐江町一番三〇号	〃 〃 八

山口県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月七日

介護予防事業者	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者	所在地	事業の種類	廃止年月日
山口県知事	村岡 嗣政				
医療法人清和会	山口市鑄銭司三三八一	訪問看護ステーションハロー・ナースきつなん	山口市鑄銭司三三八一	介護予防訪問看護	令和五、七、三一
一般社団法人徳山医師会	周南市東山町六番二八号	訪問看護ステーションしんなんよう	周南市中央町八番二二号	〃	九、三〇

山口県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町別府字五反田二二八三、一二二〇一の一、字蓮ヶ迫二二二〇七の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字清水一〇二の一、字国森一〇二二五の一、一〇二二五の三、一〇二二五の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字国森一〇二二五の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）



(二〇四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量及び航空レーザ測量）

二 作業の地域

山口市及び萩市

三 作業の期間

令和五年十月十二日から令和六年二月二十九日まで

(二〇五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、長門土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

長門市油谷伊上
作業の期間

令和五年十月十八日から同年十二月二十八日まで

(二〇六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市徳地島地及び徳地山畑

三 作業の期間

令和五年十一月二日から令和六年三月十五日まで



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立下松工業高等学校の項中

40	40	40	40
----	----	----	----

を

35	35	40	40
----	----	----	----

に改め、同表

山口県立山口農業高等学校の項中

40	40	40	40
----	----	----	----

を

40	40	40	30
----	----	----	----

に改め、同表山口県立宇部高等

学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立宇部西高等学校の項を次のように改める。

山口県立宇部西高等学校	宇部市本校	総合学科	3	1															全日制課程総合学科は、令和6年度から生徒募集を停止する。
-------------	-------	------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------

別表の1の表山口県立宇部商業高等学校の項中

90	105
30	35

を「90」を「105」に改め、同表

山口県立下関工科高等学校の項中「65」を「60」に改める。

別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項中「16」を「24」に改める。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
	氏名	公職の種類				
日本維新の会衆議院山口県第3選挙区支部	伊藤 博文	衆議院議員	川原 武文	美祿市大嶺町東分652の26	政治資金規正法第19条第1号に定める国会議員団体の関係政治団体	令和5、13

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)

全日制課程総合学科は、令和6年度から生徒募集を停止する。

を「90」を「105」に改め、同表

山口県立下関工科高等学校の項中「65」を「60」に改める。

別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項中「16」を「24」に改める。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		備考 (年 月 日)
		異動	内容	
自由民主党周東支部	山手 康弘	事務所 岩国市周東町下久原2393の15	新 熊毛郡田布施町大字下田布施2166の10	令和5、2
自由民主党田布施支部	国本 卓也	事務所 国本 卓也	旧 熊毛郡田布施町大字下田布施2166の10	8、27
自由民主党山口県ちんたい支部	岡本 貴文	事務所	出井 真治 下関市幡生宮の下町26番1号	令和4、8

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		備考 (年 月 日)
		異動	内容	
自由民主党山口県ちんたい支部	岡本 貴文	事務所	出井 真治 下関市幡生宮の下町26番1号	令和4、8

	会計責任者	大島 一将	樋口 清	令和5、15
自由民主党林業支部	代表者	金子 栄一	垣村 幸美	” ” 27
立憲民主党山口県総支部連合会	事務所	小田村克彦	山口市中央5丁目8番22号	” ” 9、1
椎木巧後援会(巧友会)	代表者	椎木 巧	西村 高明	” ” 8、25
全国林業政治連盟山口県支部	”	金子 栄一	垣村 幸美	” ” 6、27
長門市の発展を考える会	”	笠本 俊也	大西 倉雄	” ” 9、1
長門の市政を考える会	名称	藤田 ゆず	長門市の発展を考える会	” ” 20
のうの佳子後援会	名称	南野 佳子	南野よし子後援会	” ” ”
山口県改革協議会	事務所	小田村克彦	山口市中央5丁目8番22号	” ” 1
山口県保育政治連盟	名称	山口県保育政治連盟	全国保育政治連盟山口県支部	” ” 8、28
	事務所	山口市大手町9の6	萩市大字恵美須町102	
	代表者	寺本 隆宏	秋田 安世	
日本貴広後援会	会計責任者	山本 清文	田中 義道	” ” 9、1
	代表者	砂村 幹夫	山本 貴広	

山口県選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
立憲民主党山口県第4総支部	有田 芳生	加藤 壽彦	下関市上田中町4丁目/番6号	令和5、31
松田一志を励ます会	藤本 博一	吉田 貞好	山口市小郡下郷3730の5	” ” 9、1
日本貴広後援会	砂村 幹夫	砂村 幹夫	” 阿知須431	” ” 19

山口県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の名称	代表者の氏名	備付年月日
伊藤 博文	衆議院議員	伊藤博文後援会	美祿市大瀬町東分652の26	伊藤 博文	令和5、9、21

山口県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十一月七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考(異年月日)
南野 佳子	のうの佳子後援会	名称	のうの佳子後援会	令和5、9、20



山口県公安委員会告示第四十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和五年十一月七日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
 - 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
令和六、二、八 午前九時三〇分 〃 四、一 〃 〃 六、一六 〃 〃 八、八 〃 〃 九、二二 〃 〃 一〇、二〇 〃	山口県警察本部
(二) 経験者講習会 令和六、四、四 午後一時 〃 六、六 〃 〃 八、一 〃 〃 一〇、三 〃	山口県岩国警察署岩国西幹部交番

〃 二、五 〃 令和六、一、一八 午後一時 〃 二、一五 〃 〃 三、二一 〃 〃 四、一八 〃 〃 五、二三 〃 〃 六、二七 〃 〃 七、一八 〃 〃 八、二二 〃 〃 九、一九 〃 〃 一〇、二四 〃 〃 一一、二一 〃 〃 一二、一九 〃	山口県警察本部
令和六、三、五 午後一時 〃 五、七 〃 〃 七、二 〃 〃 九、三 〃 〃 一、五 〃	山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番

山口県公安委員会告示第四十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三の二第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和五年十一月七日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所

開催の日時	開催の場所

令和六、三、一四 午後一時	山口県警察本部
〃 五、一六 〃	
〃 七、一一 〃	
〃 一、一四 〃	

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年十一月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

サーバ 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九

号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和五年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年十一月七日から令和六年一月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報技術推進課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和六年一月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和六年一月十七日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部一階 聴聞・意見の聴取待合室

(二) 日時

令和六年一月十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

九 落札者の決定方法
 (一) 及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
 要

(四) 契約保証金
 免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年一月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of servers (as shown in the specification)

(3) Period of use: From December 1, 2024 to November 30, 2029

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: IT Promotion Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. January 16, 2024 (If brought in person: 10:00 A.M. January 17, 2024)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量
 生体認証用機器 一式

(二) 物品等の特質等
 入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間
 令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日までの間

(四) 使用場所
 山口県警察本部

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和五年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年十一月七日から令和六年一月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けつゝないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報技術推進課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和六年一月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年一月十七日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部一階 聴聞・意見の聴取待合室

(二) 日時

令和六年一月十七日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、令和六年一月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of biometric authentication devices (as shown in the specification)

(3) Period of use: From December 1, 2024 to November 30, 2029

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: IT Promotion Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. January 16, 2024 (If brought in person: 10:30 A.M. January 17, 2024)

令和五年十一月七日
発行

発行人

山口県知事